

くらし	2・3・8面	イベント	4・5・8面
福祉	3面	▶江戸川河川敷グラウンド利用体験デー 利用団体を募集	
こども・教育	4・8面	施設	6面
▶令和2年度の定期利用保育 利用児を募集		人材募集	6面
▶メニューコンクール		審議会	6面
で最優秀賞・優秀賞に選ばれたレシピカードを配布		保健・衛生	7面
		▶風しん抗体検査を受けましょう	

しんじゅくコール ☎03-3209-9999
 土・日曜日、夜間もご案内
 受付時間:午前8時～午後10時
 FAX 03-3209-9900

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせは、しんじゅくコールのファックスをご利用ください。

確定申告が始まります

所得税及び復興特別所得税 2月17日(月)～3月16日(月)

※還付申告は受付中

贈与税 2月3日(月)～3月16日(月)

個人事業者の消費税及び地方消費税 3月31日(火)まで

確定申告の準備、申告書の作成にご利用いただける相談会等を実施します。ぜひご利用ください。



【問合せ】▶新宿税務署(〒169-8561北新宿1-19-3) ☎(6757)7776、▶四谷税務署(〒160-8530四谷三栄町7-7) ☎(3359)4451、▶国税庁ホームページ http://www.nta.go.jp/

申告書作成会場を開設 「ルミネゼロ(NEWoMan5階)」

所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告書の作成会場を、ルミネゼロ(渋谷区千駄ヶ谷5-24-55、NEWoMan5階、下地図参照)に開設します(新宿・四谷・中野税務署の合同会場)。確定申告に必要な書類とマイナンバーに係る本人確認書類(右下記★参照)をお持ちの上、直接、会場へおいでください。

【開設期間】2月17日(月)～3月16日(月)(土・日曜日、祝日を除く)

※2月24日(休)、3月1日(日)は開場します。

【受付時間】午前8時30分～午後4時(相談は午前9時15分から)

- ※税務署内に、申告書作成会場はありません。
- ※作成済みの申告書等は、所轄の税務署に直接、お持ちいただくか郵送で提出してください。
- ※混雑状況により、受け付けを早めに終了する場合があります。
- ※相談内容が複雑な場合は、午後3時までにおいでください。



確定申告の注意点

医療費控除は領収書の提出が不要になりました

- 平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です。医療費控除の明細書は国税庁ホームページから取り出せます。
- ※医療保険者から交付を受けた医療費通知(健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」等)を添付すると、明細の記入を省略できます。
- ※税務署から明細書の内容確認のため、領収書の提示を求められることがありますので、医療費の領収書は5年間保存してください。
- ※平成29年分～令和元年分は、医療費の領収書の添付または提示による申告もできます。
- ※高齢者のおむつ代を医療費控除として申告する場合、注意が必要です(2面参照)。

申告書にはマイナンバーの記載と本人確認書類(★)が必要です

申告書等を税務署へ提出する都度、マイナンバー(個人番号)の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。次の①②のいずれかをご提示ください。

★本人確認書類の例

- ▶①マイナンバーカード(個人番号カード)のみ(1枚で個人番号確認と身元確認を兼ねています)
- ▶②通知カードなど(個人番号確認)と運転免許証など(身元確認)の2点

- ※郵送の場合は、①の写し(表裏両面)または②の写しを添付してください。
- ※確定申告書等をご自宅等からe-Tax(下記参照)で送信(提出)する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

税理士による無料相談会

確定申告に必要な書類とマイナンバーに係る本人確認書類(右上記★参照)をお持ちの上、直接、下記会場へおいでください。

※譲渡所得のある方、税理士に依頼している方、相続税及び贈与税の申告相談はご遠慮ください。

【新宿税務署管内の方】

【相談時間】▶午前9時30分～12時、
▶午後1時～4時(受け付けは午前9時30分～午後3時)

【四谷税務署管内の方】

【相談時間】▶午前9時30分～12時、
▶午後1時～4時(受け付けは午前9時30分～午後3時)

日程	会場
1月30日(木)・31日(金)	落合第一地域センター(下落合4-6-7)
2月3日(月)・4日(火)	落合第二地域センター(中落合4-17-13)
2月5日(水)～7日(金)	戸塚地域センター(高田馬場2-18-1)
2月10日(月)・12日(水)・13日(木)	区役所本庁舎地下1階11会議室(歌舞伎町1-4-1)

日程	会場
1月27日(月)～29日(水)	若松地域センター(若松町12-6)
1月30日(木)・31日(金)、2月3日(月)	牛込笹塚地域センター(笹塚町15)
2月4日(火)～7日(金)	櫻町地域センター(早稲田町85)
2月10日(月)・12日(水)・13日(木)	四谷保健センター(四谷三栄町10-16)

※作成済みの申告書等は、所轄の税務署に直接、お持ちいただくか郵送で提出してください。

※混雑状況により、受け付けを早めに終了する場合があります。

※車でのご来場はご遠慮ください。

申告・納税の便利な方法

パソコン・スマートフォンで確定申告(e-Tax)

- ▶国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等を作成できます。作成した申告書等は印刷して税務署に提出できるほか、電子証明書の添付または税務署で取得したID・パスワードでインターネット上で送信(提出)できます(e-Tax)。
- ▶マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちの方は、スマートフォンからe-Taxで送信(提出)できます。
- ▶2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方も、スマートフォン専用画面を利用できるようになりました(令和元年年分)。
- ◎詳しくは、税務署等へお問い合わせください。国税庁ホームページでもご案内しています。

◆指定した口座からの振替納税

- 自動的に引き落とされるので、納め忘れがなく便利
- 振替納税を希望する場合は、「口座振替依頼書」を税務署へ提出してください(令和元年年分の振替納付日、提出期限は下表のとおり)。口座振替依頼書は税務署で配布しているほか、国税庁ホームページから取り出せます。

【令和元年年分の振替納付日・提出期限】

	振替納付日	提出期限
所得税及び復興特別所得税	4月21日(火)	3月16日(月)
個人事業者の消費税及び地方消費税	4月23日(木)	3月31日(火)

- ※贈与税は振替納税を利用できません。
- ※残高不足で振替納付日に引き落としができない場合、延滞税が課されることがあります。